

# 地方からの提案個票

＜各府省第2次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
13	農地中間管理事業に係る制度の見直し	1～28
6	放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し	29～31
27	マイナンバーによる情報連携の項目追加等について	32～38
30	郵便局員による本人確認とマイナンバーカード交付事務に関する見直し	39～42
29	マイナンバー利用と個人情報保護の両立	43～56



## 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号	48	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農業・農地
------	----	------	--------	------	-------

## 提案事項(事項名)

農地中間管理事業における農用地利用配分計画認可の県から市町村への権限移譲及び縦覧期間の短縮又は廃止

## 提案団体

青森県

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「機構法」)第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の知事の認可について、農地の所在と賃借権の設定等を受ける者の住所が同一市町村の場合は、当該市町村長が認可できるようにすること。  
また、配分計画の 2 週間の縦覧期間を短縮または廃止するよう制度を見直すこと。

## 具体的な支障事例

## 【支障事例】

農地法又は農業経営基盤強化促進法(以下、「基盤法」)による貸借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約 4 週間で、比較的短期間で手続が完了する。

一方、農地中間管理事業による貸借の場合、基盤法による農地中間管理機構(以下、「機構」)への貸付手続(市町村段階の 4 週間程度)に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要な配分計画は、知事が認可をすることから、審査、公告、2 週間の縦覧期間(法定)などの県段階の手続きに約 5 週間かかり、事業の実施までに約 10 週間程度の期間を要している。

このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。

なお、平成 26 年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

## 【効果】

機構法第 18 条第 1 項の配分計画認可を市町村へ権限移譲することについて、機構法第 19 条第 2 項の規定により配分計画の案を作成する市町村は、農業委員会とともに受け手の営農状況把握や利害関係人との調整を十分に行っていることから、審査に時間を要さず、事業の効率化が図られる。

また、同法第 18 条第 3 項に基づく 2 週間の縦覧を短縮又は廃止することにより、県段階の審査・縦覧・公告までに要する期間が短縮され、利用者の利便性が向上するとともに事業の効率化が図られる。

なお、市町村はこれまでの手続きに加えて配分計画の公告も行うこととなるが、配分計画案はこれまでも市町村が作成していることから審査期間も短く、事務量の増加は少ない。

## 根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 19 条第 2 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、島田市、山口県、徳島県、高知県、熊本県、沖縄県

○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。

○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。

そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。

本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いしだい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。

なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。

○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。

また、配分計画を定めるにあたって、貸したい人と機構との間では市町村が手続きを行い、機構と借りたい人との間では機構が手続きを行うこととなり、市町村と機構とでスケジュールや内容について連絡調整などに手間がかかっていると考えられることから、円滑に取り組むためには、市町村にワンストップ窓口を設置し手続きの簡素化を図ることが望ましい。

○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。

なお、農地所有者と借受者が同一市町村に限定した提案であるが、市町村内外で事務量に格差ができること、小規模市町村では借受者が市町村外である事例が認められること、借受者はエントリーの手続きを行うため一定の確認を終えていることから、市町村外の借受者も含め当該市町村で認可できるよう制度改正を望む。

○本県でも提案内容と同じ支障事例あり。現行制度では、ある程度転貸先が決まっている案件でも県による配分計画の縦覧を経た後に認可する必要があるため、転貸後に栽培される品目によってはその栽培の適期を逸する。

#### 【制度改正にかかる課題】

縦覧期間を廃止した場合、計画認可後の利害関係人からの申し出に対するマニュアルなど利害調整の仕組みを明確する必要がある。

○農地法又は農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」）による貸借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間で、比較的短期間で手続が完了する。

一方、農地中間管理事業による貸借の場合は、基盤法による農地中間管理機構（以下、「機構」）への貸付手続（市町村段階の4週間程度）に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要な配分計画は、知事が認可をすることから、審査、公告、2週間の縦覧期間（法定）などの県段階の手続きに約5週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。

このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。

○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。

契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。

○基本方針の策定や事業規程の認可を行う県において、農用地利用配分計画がその内容に沿ったものになっているかを確認し、適正化を担保するという事業の趣旨に鑑み、配分計画認可の県から市町村への権限委譲については、事業の根幹に係る部分の改正となることから、慎重な判断が必要と考える。

農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県におい

ても、縦覧期間の短縮又は廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)

○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。

○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4カ年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改革が必要。

縦覧中に意見書が提出された事例無し。

市町村の事務負担増にならないような改善が必要。

○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。

そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。

今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。

なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。

○本県においても、具体的な支障事例と同様の状況となっていることから、本提案が実行されることにより、事業の効率化が図られると考えられる。

○事務手続きに長期間を要する。

都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。

手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。

○農地中間管理事業による農地貸借は、農地集積から農地配分まで8週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。

○本県においても平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もなく、農地の借受者の利便性を図るためにも、提案に賛同する。

#### 各府省からの第1次回答

農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案に対して11団体の追加共同提案があり、多くの支障事例が生じていることから、事業の効率化、利用者の利便性向上のため、縦覧期間の短縮又は廃止、及び同一市町村内における農地の農用地利用配分計画認可の市町村への権限移譲について、検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【群馬県】

配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。

##### 【福島県】

農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。  
また、まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務について市への移譲を進めることとするとの

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、都道府県の農用地利用配分計画に対する認可権限の移譲については、提案団体の提案に従って積極的な検討を求める。

なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。

**【全国市長会】**

提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、手続の簡素化に向け、対応を求める。

**【全国町村会】**

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

**【総論】**

○ 「機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。

**【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化**

○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の手続を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。

○ 配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。

**【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和**

○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。

○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。

機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。

**【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止**

○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。

各府省からの第2次回答

**【総論】**

○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

**【1】について**

○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

**【2】について**

○ 配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逸するおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。

○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

**【3】について**

○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

## 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号  提案区分  提案分野

## 提案事項(事項名)

農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止

## 提案団体

秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

農地中間管理事業に関して、早期に農地の賃借権等の設定を行うため、農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の県知事の認可に当たっては、意見聴取のための2週間の縦覧を要しない制度へと変更する。

## 具体的な支障事例

## 【支障事例】

農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。なお、配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もない。また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法第20条により契約を解除することができるため、事後的な措置も整備されていると考える。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

手続きに要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上するとともに、都道府県の事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法) 第18条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、山形市、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、秩父市、長野県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会

○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。  
○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認

可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週を要している。

そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。

本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いしだい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。

なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。

○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。

このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続を簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。

○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。

○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。

○農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。

現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている

○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。

○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。

契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。

○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)

○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。

○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4カ年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。

縦覧中に意見書が提出された事例無し。

○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。

そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。

今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。

なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。

○事務手続きに長期間を要する要因となっている。

○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。

市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。

○本県では、農地中間管理事業の実施にあたっては、県段階での事務手続(審査・2週間の縦覧・認可公告)の

みでも約1ヶ月かかっており、このほか農業委員会、市町村及び機構でも煩雑な事務処理が必要となっている。

このため、機構による農地の借入れから農業者への貸付けまでには約3ヶ月の期間を要しており、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく権利設定より長期であるため、営農活動に影響が出る等の声が現場から寄せられている。加えて、県・機構・市町村等の事務負担が過大であり、人員不足の声も上がっているほか、農地中間管理事業の推進に向けた前向きな施策遂行に支障を来している。

なお、農地中間管理事業の制度開始以後、縦覧中に意見が寄せられた例はない。

#### 各府省からの第1次回答

農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

施行後5年目の見直しに向け、提案内容も含んだ事務の簡素化を検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【群馬県】

配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。

##### 【福島県】

農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案よう要望する。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。

##### 【全国市長会】

手続の簡素化に向け、対応を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

##### 【総論】

○ 「機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。

##### 【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化

○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の手続を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。

○ 配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。

##### 【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和

○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。

○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみと

されているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。

機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。

【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止

○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。

## 各府省からの第2次回答

【総論】

○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

【1】について

○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

【2】について

○ 配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逸するおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。

○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

【3】について

○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

## 平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号	103	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農業・農地
------	-----	------	--------------	------	-------

## 提案事項(事項名)

農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和

## 提案団体

秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

- ①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続について、契約期間以外の内容(農地・当事者)が既契約と同一である場合、市町村公告及び県知事の認可・公告までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等で契約期間を延長できることとする。
- ②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機構関連事業を実施する場合についても①と同様の手続を経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。

## 具体的な支障事例

## 【制度概要】

- ①利用権の契約期間延長に当たっては、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となっている。
- ②農地中間管理機構(以下「機構」という。)が借り入れている農地について、改正土地改良法で定める要件を全て満たす場合、区画整理や農用地の造成などの土地改良事業を実施できる。(機構関連事業)  
当該要件のひとつに、「改正土地改良法の施行後に取得される15年以上の農地中間管理権に係る農用地等であること」が規定されている。  
一方、国通知によれば「改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地」については、  
1)当該集積計画の当事者の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回し  
2)農用地等の所有者(出し手)及び機構の同意を得た上で  
3)集積計画の全部又は一部の撤回と、新たな農地中間管理権の設定のための集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て  
4)集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があるとされている。

## 【支障事例】

- ①平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続や集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。
- ②改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地において土地改良事業を実施する場合、その都度農地借受申請手続や、集積計画・配分計画の作成等を行う必要があり、利用者(受け手)や市町村、機構の事務的負担が極めて大きい。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

契約期間延長に係る手続の簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減

され、改正土地改良法による機構関連基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資する。

## 根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条  
 土地改良法第87条の3及び附則第4条  
 土地改良法施行令第50条の2の10  
 平成29年9月1日付経営局農地政策課農地集積促進室長事務連絡

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、福島県、いわき市、ひたちなか市、群馬県、秩父市、新発田市、石川県、長野県、島田市、春日井市、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高松市

○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。

○①本県においても、期間延長の手続きに生じる事務負担は、将来的に大きくなると予想される。

②本県においては、当該事例は、案件がそれほど発生していない。しかし、機構関連事業を推進していく上では、今後の事務負担の増大につながると予想される。

○農業者だけでなく、市町村や農業委員会での事務負担の大きさが、本制度の活用を推進する上での阻害要因となっており、更新事務もその一つである。

機構への貸付面積が増加しない、または、面的なまとまりを欠くような状態だと、機構が持つ農地の再配分機能も十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を実現するためには、本提案が求める措置が必要と考える

○集積計画の撤回及び新たな集積計画の同時公告は、利害関係者や自治体の事務負担が大きい。

○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。

この例にとどまらず、今後大量の契約更新事務が想定される中、契約更新手続きの簡素化は喫緊の課題である。「基盤法」の例外として、農地所有者と借受者が同一条件の下に更新する場合は、法定更新を認めるよう制度改正を望む。

○本市においては、農地中間管理事業の契約期間満了の事例が現時点では無いため、契約期間延長に関する具体例はないが、家族間の農地の所有権移動（生前一括贈与、相続等）により、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となり、大きな事務負担となった。高齢な農地所有者も多く、農地中間管理事業においては貸借期間を10年以上で設定している案件が多いため、今後も貸借契約中に家族間で農地の所有権が変わる案件は多数出てくることが予想されるため、再設定の際の事務の簡略化は大きな事務負担の軽減になる。

○①契約期間延長の事務負担は大きいですが、農業経営基盤強化促進法による貸借でも同様である。契約期間延長に加え、通常の新規契約も含めて事務処理を行っているが、これらを別処理にするとデータ処理も別に行わなければならない、かえって事務処理が煩雑になる。

○今までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。

○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。

○契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構関連基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資するので必要である。

○本県でも、中間管理事業の貸借件数の増加に加え、新たに創設された農地中間管理機構関連基盤整備事業への対応など、年々事務が増加し、機構や市町の事務的負担が大きくなってきており、将来的に更に大きくなることが予想される。

こうした中、農用地利用配分計画の契約期間延長や改正土地改良法施行前に借り入れた農地に係る手続きの緩和については、機構や市町だけでなく、農業者の事務負担の軽減の観点からも必要であると考えており、本県においても要望する。

○これまでに、支障事例は発生していないが、本県機構が中間保有している農地(約 25,000 筆)を含めた地区での基盤整備の要望があった場合、同様の支障事例が起きることが予想される。

○今後、通常の賃借契約に係る手続きに加え、契約期間の延長手続まで行うことは、農家や関係機関の事務的負担の大幅な増加につながることから、さらなる担い手への農地集積を推進するためには、延長手続きの簡素化や縦覧期間の見直しも含め、一連の事務処理の簡素化を図る必要があると考えている。

○平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大である。今後、通常の新規契約に加え、契約期間延長の手続きも追加され、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する膨大な事務が発生し、市町村及び機構の事務的負担が大きくなることが予想される。

○本県においても、改正土地改良法に基づく機構関連基盤整備事業を実施する際、利用権設定の延長のために集積計画・配分計画の再作成が必要であり、将来的に関係機関の事務負担が膨大になることが予想される。

### 各府省からの第1次回答

#### ①について

農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。この中で提案の内容も踏まえつつ、対応を検討する。

なお、農地中間管理機構からの貸付けについては、同一の者に再度貸し付ける場合等の農用地利用配分計画の添付資料の一部を不要とするよう農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号)を改正し、平成30年7月1日から施行したところである。

#### ②について

平成29年の改正土地改良法(以下「改正法」という。)により創設された農地中間管理機構関連農地整備事業は、農業者の申請、同意及び費用負担によらず行う土地改良事業である。この事業の創設に伴い、農地中間管理権の取得(農地中間管理機構の借受け)に当たって改正法による改正後の農地中間管理機構の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の規定に基づき、あらかじめ当該事業が行われることがあることについて機構から農地所有者に対して説明することとされている。

このため、機構関連農地整備事業の対象とする農用地については、改正法において、改正法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した(借り受けた)農用地とされている。

したがって、御提案のように、改正法の施行前から農地中間管理権が取得されている農用地について、契約期間を延長することで当該事業の対象とすることは困難である。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①、②施行後5年目の見直しに向け、提案内容も含んだ事務の簡素化を検討いただきたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

#### 【福島県】

農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国知事会】

農地中間管理事業については、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。

#### 【全国市長会】

手続の簡素化に向け、対応を求める。

#### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

#### 【総論】

○「機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。

**【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化**

- 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の事務を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。
- 配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。

**【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和**

- 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続きを別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。

- 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。

機構関連事業の実施に係る手続きを緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。

**【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止**

- 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。

## 各府省からの第2次回答

**【総論】**

- 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

**【1】について**

- 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。
- 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

**【2】について**

- 配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逸するおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。

- 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

**【3】について**

- 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。